

## 質問回答書

件名 横浜市敬老特別乗車証利用管理システム構築等業務委託

No.	質問	回答
1	福祉コードの体系（桁数、文字種別）を教えてください	福祉コードは、8桁の半角数字です。
2	現状の納付書においては、福祉コードは印字されていますでしょうか。（差し支えなければ、納付書のサンプルをご提供頂くことは可能でしょうか）	現在使用している納付書及び引換券については、「ID」欄に10桁の数字を記載しており、これは、先頭2桁の「区コード」と残り8桁の「福祉コード」で形成されています。（※参考資料：納付書及び引換券のサンプル画像）
3	現状、郵便局、区役所において敬老パスの交付時に、福祉コードのチェック（確認）は、行っておられますでしょうか。チェックされている場合、バーコードやQRコードは使用してますでしょうか。	区役所で交付する際については、本人確認書類による身分確認を行っていますが、交付時における福祉コードの確認は郵便局を含め行っていません。
4	現状の納付書において、バーコードやQRコードを印字がない、レイアウトを改定し、印字することは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状の納付書及び引換券には、バーコードやQRコードの印字はありません。</li><li>・納付書及び引換券に、今後新たにバーコードやQRコードを印字する場合、納付書については、負担金を収納する金融機関との調整次第と考えます。</li></ul>
5	車載用機器に電源供給タイプと充電タイプの記載がありますが、充電タイプは何台必要でしょうか。また、充電タイプはバス車載での利用と想定してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・充電タイプの開発・設置は、バスについて想定しています。</li><li>・バスにおいて、車載用機器を新たに開発する場合、基本的にはバスのバッテリーから直接電源供給できるタイプのものを想定していますが、車両の運行頻度や経路等の状況に応じて、持ち運びが可能な充電タイプの方が効率的な運用ができる場合があることから、充電タイプの開発についても想定しています。</li><li>・機器の運用に係る提案事項でもあるため、具体的な数量をお示しすることはできません。</li></ul>

No.	質問	回答
6	新規 70 歳到達者等の例月発行（データ件数 2,000 件）でのカード発行・送付用のデータ連携は、どのくらいの頻度で行われますでしょうか（月に 1 度など）。	<p>新規 70 歳到達者等における証の発行・送付用のデータ連携時期については、対象者の状態に応じて、次のとおり想定しています。なお、証の発行・発送の時期や頻度は契約締結後の協議により決定します。</p> <p><b>【有料区分（負担金あり）の場合】</b>  1 日 1 回（休日・祝日を除く）の情報連携を想定しています。  ※負担金の納付確認ができ次第、速やかに証発行・送付することを想定</p> <p><b>【無料区分（負担金無し）の場合】</b>  1 日 1 回（休日・祝日を除く）の情報連携を想定しています。  ※例月・随時実施する負担金判定処理により無料区分となった対象者について情報を連携し、速やかに証発行・送付することを想定</p>
7	再発行希望者等の少量発行（データ件数 200 件）でのカード発行・送付用のデータ連携は、どのくらいの頻度で行われますでしょうか（週に 1 度など）。	<p>1 日 1 回（休日・祝日を除く）の情報連携を想定しています。なお、証の発行・発送の時期や頻度は契約締結後の協議により決定します。</p> <p>※随時受け付ける再発行申請に基づき、対象者について情報を連携し、速やかに証発行・送付することを想定</p>
8	仮証について、システム対応費や運用負荷の軽減の観点から、貸出用のカードを準備して運用するのではなく、利用者の所持する IC カードを登録運用する形でご提案させていただくことは可能でしょうか。	<p>転入者や再発行希望者等に対し、証を即時に発行し利用できるようにする必要がある場合に備え、仮証を各区役所及び市役所で保管し、随時対応することを想定していますが、より効率的な運用に係る提案は可能です。</p>
9	初回送付の数量に対して不在等で返戻される割合や再発送の依頼が生じる割合はどの程度でしょうか。	<p>現在の運用では、郵送物は全て普通郵便で発送しており、返戻または再発送に係る割合を把握していないため、具体的にお示しすることはできません。</p>
10	封入・封緘した本証の納品先（受託者が送付費用を負担する範囲）は、所管の郵便局まででしょうか？それとも、利用者の自宅まででしょうか？	<p>封入・封緘した本証の納品先は、利用者の自宅までです。</p>
11	一時保管期限後の証の納品先は、横浜市内 18 区役所と市役所庁舎の計 19 箇所となりますでしょうか。それとも、いずれかの 1 箇所となりますでしょうか。	<p>市内 18 区役所又は市役所庁舎を想定していますが、詳細は契約締結後の協議によって決定します。</p>

No.	質問	回答
12	<p>【5 現在の敬老特別乗車証制度に関する説明】</p> <p>「(7) 証の利用方法」に記載の金沢シーサイドラインのみ使用可能な福祉用定期券につきまして、発行するには有人駅にて通常の定期券発行と同じ手続きにて磁気定期券を発行するのでしょうか。</p>	<p>福祉用定期券の交付方法については、次のとおりです。</p> <p>【新規の場合】</p> <p>区役所（磯子区または金沢区）では、本市から対象者へ送付する引換券等により対象者であることを確認し、交付しています。</p> <p>【更新の場合】</p> <p>本市から対象者へ送付する引換券を金沢シーサイドライン主要3駅（新杉田駅、並木中央駅、金沢八景駅）又は区役所（磯子区または金沢区）へ持参し、定期券と引換えます。</p>
13	<p>【9 利用管理システムの開発（又は改修）】</p> <p>利用管理システムで福祉コードと利用者区分を紐づけ管理を想定しております。これら情報は個人情報に該当しないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>福祉コードそのものは個人情報には該当しませんが、対象者に関するその他の情報（交通機関の利用状況・氏名・生年月日等）と紐づけることにより、個人を特定し得る情報となる場合は、当該情報は個人情報となる場合があります。</p>
14	<p>【9 利用管理システムの開発（又は改修）】</p> <p>「ク」メモ登録機能は、利用者単位等で入力されるのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
15	<p>【9 利用管理システムの開発（又は改修）】</p> <p>「カ」福祉保健システムの検証環境若しくはシステムテスト、運用テストで利用する利用者情報のダミーデータはご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>提供可能です。</p>
16	<p>福祉コードは特定利用者に1度のみ払い出されるものであって、再発行時や氏名/利用者区分変更時であっても、変更されないでよろしいでしょうか。再発行情報や停止情報などの種別を付けていただくことは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉コードは対象者ごとに固有のものであり、再発行時や氏名/利用者区分変更時に変更されるものではありません。</li> <li>連携する福祉コードには、証の発行・発送、または、利用開始・停止といった事由ごとに種別を付けて運用することを想定しています。詳細は、契約締結後の協議によって決定します。</li> </ul>

No.	質問	回答
17	福祉コードは何桁でしょうか。また、データ送受信の際に暗号化などは必要でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 1 の回答を参照してください。</li> <li>・データの送受信の際の暗号化等、取扱いの詳細については契約締結後に協議し決定しますが、業務説明資料及び適用文書を踏まえた個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な対策を講じることとします。</li> </ul>
18	<p>【15 将来的な制度改正への対応について】</p> <p>フリーパス方式と都度支払いと利用上限設定方式が併用された場合、1利用者に対してそれらのうち複数の券種の利用を可能とすることが想定されますでしょうか。その場合、判定処理の優先順を定める運用でよろしいでしょうか。</p>	現時点で想定していません。
19	<p>【全体スケジュール】</p> <p>本番リリースが R3 年度 3 月に対して、システムの保守・運用が R3 年度 2 月初旬より開始されていますが、この約 1 カ月間はどのような想定でしょうか。</p>	必要に応じて、研修環境等における保守・運用を想定しています。なお、スケジュールは現時点での委託者の想定であり、契約締結後に委託者と協議の上、決定します。
20	<p>【個人情報取扱特記事項】</p> <p>第 12 条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、以下略・・・受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式 1）及び研修実施報告書（様式 2）を横浜市長に提出しなければならない。</p> <p>とありますが、この研修はどのような形式で実施されるものでしょうか。研修時期、時間、内容等をご教示ください。</p>	研修は、受託者において実施していただくものであり、内容等については、個人情報取扱特記事項に記載するほかに特段の定めはありません。なお、契約締結後には、本市から業務受託事業者用の研修資料を提供することが可能です。研修の実施時期については、委託者から個人情報の提供を受ける前までに実施することとします。
21	「6 証等の作成及び封入封緘・送付」の（2）および（3）で「データ連携から証等の発送（市内郵便局への納品）までの時間」と記載がありますが、受託者が送付費用を負担する範囲が利用者の自宅までの場合、この評価項目は「データ連携から証等の発送（受託者の最寄郵便局への持込）までの時間」となりますでしょうか。	「データ連携から証等の発送（郵便局への持込）までの時間」を指します。

横浜市敬老特別乗車証負担額決定通知書兼納付書

領 収 書

郵便振替口座番号	加入者名	横浜市会計管理者														
名 称																
収納方法	<table border="1"> <tr> <td>主管</td><td>年度</td><td>会計</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td> </tr> <tr> <td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td> </tr> </table>		主管	年度	会計	款	項	目	節	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
主管	年度	会計	款	項	目	節										
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....										
納 人																
I D																
性 別																
あなたの負担額は下記のとおりとなります。 この領収書は大切に保存してください。																
金額	円	処理年度														
		納期限														
上記のとおり領収しました。		領 収 日 付 印														
横浜市内の郵便局		横浜市内の郵便局のみ 取扱い														
発行局課																

(納 人 保 管)

来年度も敬老パスを希望する場合は、裏面への記入もお願いします。

受入済通知書兼乗車証受領書 (公)

郵便振替口座番号	加入者名	横浜市会計管理者														
名 称																
収納方法	<table border="1"> <tr> <td>主管</td><td>年度</td><td>会計</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td> </tr> <tr> <td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td> </tr> </table>		主管	年度	会計	款	項	目	節	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
主管	年度	会計	款	項	目	節										
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....										
納 人																
I D																
性 別	本人	代理人														
敬老特別乗車証受領欄	(代筆の場合は押印してください。)															
金 額	円	処理年度														
		納 期 限														
整理年月	領 収 日 付 印															
取りまとめ郵便局	〒224-8794 横浜貯金事務センター 横浜市内の郵便局のみ 取扱い															
発行局課																

横 浜 市 (市保管)

原符兼乗車証受領書 (公)

郵便振替口座番号	加入者名	横浜市会計管理者														
名 称																
収納方法	<table border="1"> <tr> <td>主管</td><td>年度</td><td>会計</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td> </tr> <tr> <td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td> </tr> </table>		主管	年度	会計	款	項	目	節	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
主管	年度	会計	款	項	目	節										
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....										
納 人																
I D																
性 別	本人															
敬老特別乗車証受領欄	(代筆の場合は押印してください。)															
	代理人															
金額	円	処理年度														
		納期限														
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印														
横浜市内の郵便局		横浜市内の郵便局のみ 取扱い														
発行局課																

横 浜 市 (金融機関等保管)

来年度も敬老パスを希望する  
場合は、記入をお願いします。

申請日

令和 年 月 日

## 横浜市敬老特別乗車証交付申請書

(対象期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日)

私は、敬老特別乗車証の交付を受けたいので、横浜市敬老特別乗車証条例(以下「条例」)第5条の規定により、申請します。

また、交付申請に係る負担額判定のために必要な個人情報(市民税課税の状況(申請者非課税の場合は世帯員を含む)、介護保険の保険料、生活保護の受給状況、条例及び条例施行規則に定める無料要件)について、横浜市が確認することに同意します。

(申請先) 横浜市長

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(自筆の場合は、押印不要です。↑)

住 所 横浜市 \_\_\_\_\_ 区

## 【納付について】

横浜市内の郵便局でお納めください。

その場で敬老特別乗車証をお渡しします。

郵便局の取扱時間は、  
午前9時から午後4時までです。  
(土日祝日を除きます。)

※ 一部の郵便局で  
取扱時間が異なります。

なお、次の郵便局ではお取り扱いできません。

椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)

横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)

横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

神奈川郵便局(神奈川区)

## 【ご 注 意】

- 1 お支払いいただいた負担金については、原則として返還いたしません。
- 2 敬老特別乗車証を紛失した場合は、お住まいの区役所で、1回に限り再交付できます。  
なお、郵便局ではお取り扱いできません。
- 3 この領収書は、再発行できませんので大切に保管してください。

## 交付確認書

対象者氏名		
I D		
性別		
あなたの負担額は無料となります。 この確認書は大切に保存してください。		
	処理年度	
	引換期限	
乗車証をお渡ししました。 横浜市内の郵便局 区役所	交付日付印 <b>横浜市内の郵便局又は区役所</b>	
発行局課		

(対象者保管)

## 横浜市敬老特別乗車証交付確認書

対象者氏名		
I D		
性別	本人	代理人
敬老特別乗車証受領欄	(代筆の場合は押印してください。)	
	処理年度	
	引換期限	
整理年月	交付日付印 <b>横浜市内の郵便局又は区役所</b>	
発行局課		

横浜市 (市保管)

## 横浜市敬老特別乗車証交付確認書

対象者氏名		
I D		
性別	本人	代理人
敬老特別乗車証受領欄	(代筆の場合は押印してください。)	
	処理年度	
	引換期限	
発行局課	交付日付印 <b>横浜市内の郵便局又は区役所</b>	

横浜市 (交付機関保管)

来年度も敬老パスを希望する場合は、裏面への記入もお願いします。

来年度も敬老パスを希望する  
場合は、記入をお願いします。

申請日

令和 年 月 日

## 横浜市敬老特別乗車証交付申請書

(対象期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日)

私は、敬老特別乗車証の交付を受けたいので、横浜市敬老特別乗車証条例(以下「条例」)第5条の規定により、申請します。

また、交付申請に係る負担額判定のために必要な個人情報(市民税課税の状況(申請者非課税の場合は世帯員を含む)、介護保険の保険料、生活保護の受給状況、条例及び条例施行規則に定める無料要件)について、横浜市が確認することに同意します。

(申請先) 横浜市長

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(自筆の場合は、押印不要です。↑)

住 所 横浜市 \_\_\_\_\_ 区

## 【納付について】

横浜市内の郵便局でお納めください。

その場で敬老特別乗車証をお渡しします。

郵便局の取扱時間は、  
午前9時から午後4時までです。  
(土日祝日を除きます。)

※ 一部の郵便局で  
取扱時間が異なります。

なお、次の郵便局ではお取り扱いできません。

椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)

横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)

横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

神奈川郵便局(神奈川区)

## 【ご 注 意】

- 1 お支払いいただいた負担金については、原則として返還いたしません。
- 2 敬老特別乗車証を紛失した場合は、お住まいの区役所で、1回に限り再交付できます。  
なお、郵便局ではお取り扱いできません。
- 3 この領収書は、再発行できませんので大切に保管してください。